

## 公認心理師受験資格における大学卒業者の実務プログラムについて（提言）

国民の心の健康の保持増進に寄与することができる資質を保證する観点から、以下の公認心理師法の附則（受験資格に関する配慮）第三条に則る必要がある。

**第三条** 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、試験の受験資格に関する第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令を定め、及び同条の認定を行うに当たっては、同条第二号又は第三号に掲げる者が同条第一号に掲げる者と同等以上に臨床心理学を含む心理学その他の科目に関する専門的な知識及び技能を有することとなるよう、同条第二号の文部科学省令・厚生省令で定める期間を相当とすることその他の必要な配慮をしなければならない。

大学卒業者の実務プログラムは、大学院課程修了者と同等以上の知識・経験を有することができる内容とすることが必要である。

### I. 大学院のカリキュラムについて

公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム第7回では、9つの心理実践科目（公認心理師が業務を行う5領域に関する5科目、公認心理師の4つの業務に関する4科目）と実習科目「心理実践実習（450時間以上）」が提示された。

公認心理師養成カリキュラムにおける講義、演習、実習科目の考え方

1. 知識と実践を統合するためには、講義、演習、実習科目を有機的に連動させる必要がある。実習を行う前に講義や演習で最低限の知識やスキルを身につけるだけでなく、実習と並行して知識やスキルを学ぶことで、他なる「丸覚え」でなく、意味を理解しつつ現場で活かせる体験の体系的理解に繋がる。
2. 学部の実習と大学院での実習は、目標とする内容や深度が異なるので、「講義・演習」から「実習」への一方向だけの学びとせず、「講義・演習」と「実習」の循環により、十分な知識、スキル、態度を修得することが望まれる。

### II. 大学卒業者の実務プログラムについて

#### 1. 対象者

大学において「大学における必要な科目」を修得して卒業した者であって、各施設における常勤職員として採用され、「公認心理師の受験資格取得のための実務プログラム対象者」として認定されて、3年以上の学習環境を提供された者。

## 2. 実務プログラムにおいて修得すべき内容

大学院と同様に講義・演習・実習が有機的に連動した修得が必要である。講義と演習について、実務の場での学修が困難である場合には、これらの科目を提供する外部の教育機関等で修得するとともに、実務の場ではそれを踏まえた指導が必要になる。

### (1) 公認心理師が業務を行う 5 領域に関する 5 科目

大学院においては、各科目について一定の資格を有する教員が、単位認定基準に基づいて、単位修得を認定している。

保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働の各施設における大学卒業者の実務プログラムにおいても、各科目の理論と支援の実際について大学教員と同等の資格を有する指導者が指導を行い、一定の基準に達しているか評価する仕組みが明示され、その基準に合格したことを保証することが必要である。

### (2) 公認心理師の 4 つの業務に関する 4 科目

利用者（心理に関する支援を要する者等）の安全を最優先する観点から、これらの科目の実践を実際に利用者にかかわって実施する前に、演習において各科目の理論と方法を学ぶと共に、安全な実施スキルと態度を演習で身につけることが必要である。

各科目について、各科目の理論と実践に関して高い資質のある指導者が演習を含めた指導を行い、利用者の安全を確保できるだけの実施スキルと態度を身につけたかどうか評価して、実務の資質を保証することが必要である。（心理検査や心理療法の中には、実施するための資格を定めているものがあり、それらを援用することを考慮に入れる。）

### (3) 心理実践実習（450 時間以上）

一般社団法人日本心理臨床学会は、公認心理師養成カリキュラムにおける実習について、すでに次の提言（2017年2月14日）を行った。実務プログラムでもこれに匹敵するような実務経験をすることが望まれる。

---

#### ○ 実習内容と時間数（大学院：450 時間）

大学院における実習科目の到達目標を達成する観点から、以下の①と②を含む3領域以上の実習施設で、実際の事例とのかかわりを持つ実習を行う。3領域の中には、医療・保健領域から医療機関での実習（90時間：2単位）を含むものとする。

① 学内の臨床心理相談室等において、実際の事例を継続的に担当する等の深い関わりをもつ実習内容（270時間：6単位必修）

ア. 電話等の受付業務

イ. インテーク（陪席を含む）とインテーク・カンファレンスへの参加

- ウ. 心理アセスメント (3 ケース以上)
- エ. 心理面接 (3 ケース以上あるいは計 45 セッション以上)
- オ. スーパービジョンを受ける
- カ. 予防的な心理教育活動の実施
- キ. 事例検討会での事例発表・討議への参加、事例研究
- ク. 施設の運営実習

注：ア～クまでの項目を含む系統的な実習内容とする。

② 学外実習施設における実習内容 (180 時間：4 単位必修)。

大学院の実習指導教員による指導内容

- ア. 事前指導
- イ. 実習施設を訪問しての実習ガイダンス
- ウ. 実習経過についての大学院指導教員による中間指導
- エ. 事後指導

学外実習施設の実習担当者による指導内容

- オ. 施設の概要と業務についての理解
- カ. 心理状態の観察・分析の実習
- キ. 相談業務の実習
- ク. 予防教育的な活動の実習
- ケ. 多職種連携・地域連携の実習
- コ. 事例記録・実習の報告記録
- サ. 管理運営に関する業務

注 1：ア～サまでの項目を含む系統的な実習内容とすることが望ましい。

注 2：学外実習施設における実習担当者 1 人が同一実習期間に担当できる実習生の数は 2 人までが望ましい。

---

保健医療，福祉，教育，司法，産業・労働の各施設における大学卒業者の実務プログラムにおける実習は，上記の提言における「学内の臨床心理相談室等において、実際の事例を継続的に担当する等の深い関わりをもつ実習内容 (270 時間：6 単位必修)」に相当する。上記の①のア～クまでの項目を含む系統的な実習プログラムを明示し，学習状況を評価して，実務の資質を保証することが必要である。

対象者の所属施設以外の保健医療，福祉，教育，司法，産業・労働の分野での実習は，上記の「学外施設における実習内容 (180 時間：4 単位必修)」に相当する。大学卒業者の実務プログラムにおいても，所属施設以外の少なくとも 2 施設以上において各 90 時間 (合計 180 時間) 以上の実習が必要である。また，上記の②のア～サまでの項目を含む系統的な実習プログラムを明示し，学習状況を評価して，実務の資質を保証することが必要である。

### 3. 大学卒業者の実務プログラムにおける実習指導者について

一般社団法人日本心理臨床学会は、「公認心理師の養成に携わる実習の指導者は、公認心理師が担うべきである」との理念のもとに、実習指導者について次のように考える。

#### (1) 実習指導者の資格

各実習施設において、心理的アセスメント、各種の心理支援、ならびに心の健康の予防教育についての指導を担当できる者。公認心理師資格取得後5年の経験があり、実習指導者講習会を受講した者。

#### (2) 実習指導者の配置

各施設における大学卒業者の実務プログラムを実施するに当たっては、実習指導者を一人以上配置することを必要とする。

# 教育分野における 大学卒業生への実務プログラム(試案)

一般社団法人 日本心理臨床学会  
業務執行理事会(2017年3月23日)

# 実務プログラムの概要

- 1年目 前期: グループ参加・現場に慣れる  
後期: グループ参加・記録作成(最低限のアセスメント)
- 2年目 前期: グループ参加(コ・リーダー体験) / 他の教育現場の研修  
後期: グループ運営(短いプログラムを担う) / 医療研修
- 3年目 前期: グループ運営(週1日程度)・個別対応・心理アセスメント研修  
後期: グループ運営(週に数日)・個別対応・心理アセスメント研修
- 4年目 前期: グループ運営・ソフトケース面接 / 他分野(司法・産業・福祉)研修  
後期: グループ運営・ソフトケース面接 / 他分野の講義
- 5年目 前期: グループ企画・運営(総合的なグループ評価) / 家族・地域の講義  
後期: グループ企画・運営(総合的なグループ評価) / 研修のまとめ

## 〈教育領域の実務経験の原則〉

1. 学部新卒者に初めから個別面接を担当させることには、倫理的にも問題がある。
2. まず、職場全体での初任者研修を十分に実施する必要がある。
3. その上で、指導スタッフのいるグループ療法などへの参加から開始させるのが妥当であると考える。
4. グループ療法の指導的スタッフは複数名、うち1名以上は心理職であることが望ましい(できれば心理職2名以上)。
5. グループ療法への参加についても、必ずレビューやスーパービジョンを受けさせる。
6. 心理アセスメントの実務経験も、ガイダンス、陪席、採点補助、個別実施とステップを踏み、必ずスーパービジョンを受けさせる。
7. 個別心理相談の担当は、ソフトケースの少数担当とスーパービジョンから始め、他の学びと並行して段階的に進める必要がある。
8. 心理アセスメントや個別心理療法のスーパーバイザーは、力量のある心理職が担当する。
9. これらの実務経験が、大学院の講義と同等の(理論や知識に関する)学習と並行して行われる必要がある。
10. 教育分野以外での研修が十分に設定される必要がある。
11. 週5日勤務で、うち1日から1日半程度を、他分野等での研修に充てる時間とする。
12. 所属長は、これらのプログラムが計画に沿って忠実に実行されていることの証明書を発行する。
13. 心理研修センター等の組織が、研修途中でのステップアップ研修等を設定するのも効果的である。

## 〈具体例：適応指導教室勤務〉

【1年目前期】は、適応指導教室での勤務に慣れ、最低限の業務※を一通りこなせるようになることが目標となる（※ 社会人としてのふるまい、グループ参加、記録、最低限の接遇など）。

- 研修日(1日):グループに関する学習、児童生徒の心理についての学習、講義「教育分野の理論と支援」

【1年目後期】は、適応指導教室メンバーについて、最低限のアセスメント※を行う（※ メンバーのアセスメント、その記録、支援方針の策定、振り返り）。

- 研修日(1日から1日半):インテイク面接への陪席、講義「心理的アセスメントの理論と実践」



**【2年目前期】**は、適応指導教室のコ・リーダーを担当し、運営補助※がスムーズに行くことを目指す(※コ・リーダとしてグループ運営に積極的に参加し、記録しレビューする)。

メンバーへの心理アセスメントを施行する。

- 研修日(1日から1日半):リーダーとしてのスーパービジョンを受ける、心理アセスメントの観点も含める、他の教育現場(学校や教育相談所など)の見学実習を行う、講義「保健医療分野の理論と支援」

**【2年目後期】**は、適応指導教室の一部を運営リーダーとして、運営※ができることを目指す(※リーダとして週半日程度を運営し、記録しレビューする)。

医学的診断(アセスメント)の導入。

- 研修日(1日から1日半):リーダーとしてのスーパービジョンを受ける、心理アセスメントの視点も含める、医療機関での研修を行う

**【3年目前期】**は、適応指導教室のグループ運営\*と個別対応について体系的に学び実践する(※リーダーとして週1,2日程度運営し、記録しレビューする)。

メンバーへの個別対応・心理アセスメントを行いグループ運営に反映させる。

☆研修日(1日から1日半):グループ運営と個別対応のスーパービジョンを受ける(心理アセスメントの観点も含め)。講義「心理支援に関する理論と実践」

**【3年目後期】**は、適応指導教室のグループ運営\*と個別対応について体系的に学び実践する(※リーダーとして週2,3日程度運営し、記録しレビューする)。

メンバーへの個別対応・心理アセスメントを行いグループ運営に反映させる。

☆研修日(1日から1日半):グループ運営と個別対応のスーパービジョンを受ける(心理アセスメントの観点も含め)。講義「心理教育に関する理論と実践」

**【4年目前期】**は、適応指導教室のグループ運営を継続して行う。

継続したソフトケースの個別面接を心理アセスメントも含め実施する。

- 研修日(1日から1日半): 適応指導教室メンバー対象または外部研修先において、ソフトケースに対して継続した個別面接・心理アセスメントを実施しスーパービジョンを受ける。福祉または司法・産業領域(いずれか1分野)での研修、講義「(該当する)分野の理論と支援」

**【4年目後期】**は、適応指導教室のグループ運営を継続して行う。

継続したソフトケースの個別面接を心理アセスメントも含め実施する。

- 研修日(1日から1日半): 適応指導教室メンバー対象または外部研修先において、ソフトケースに対して継続した個別面接・心理アセスメントを実施しスーパービジョンを受ける。学習していない分野の講義「(たとえば)福祉分野の理論と支援」

**【5年目前期】**は、グループ企画・運営を担う。

メンバーに心理アセスメントを実施しグループの評価も行い、それによってグループを調整する。

- 研修日(半日から1日半):心理アセスメント・個別面接へのスーパービジョン、講義「家族・地域の理論と実践」

**【5年目後期】**は、グループ企画・運営を担う。

メンバーに心理アセスメントを実施しグループの評価も総合的に行う。

- 研修日(半日から1日半):心理アセスメント・個別面接へのスーパービジョン、支援全体の評価方法の検討、研修全体の振り返りと継続した将来の学びに関する学習、学習していない分野の講義「(たとえば)産業・労働分野の理論と支援」

## 〈受け入れ組織の観点からの実行可能性〉

- 本人が研修日においてもグループを運営し、かつ研修指導もできる複数人員が必要(たとえば、退職校長、教員、心理職各1名体制で、本人研修日に、心理職が半日程度指導に時間を割くなどの工夫)。
- 適応指導教室以外の学校や教育センター等の研修設定が必要。
- 医療機関や福祉・矯正等の領域での研修設定は、実践的でかつ現場にとっても有用である。
- 本人の研修日には教育センターに勤務させ、事例検討会への参加やスーパービジョン、陪席、体験グループ参加などを行う方法も好ましい。
- 研修の進捗によっては、適応指導教室への勤務を一定期間減らして、学校に週1日程度勤務し、授業補助や相談室登校生徒への対応を継続的に行う工夫も可能。
- 適応指導教室への心理職の就職は、大学院修了生が行うのが適正であるが、過疎地域等で大学院卒生が確保できない場合、大学卒業者むけの本プログラムが有効となる(心理職の全国配置を促進する)。
- 研修日設定が週1日半であれば4年で到達できるが、週1日であれば5年、週半日であれば6年程度を見込むプログラムである。
- 公認心理師の資格取得までは非常勤嘱託で単年度契約として勤務し(保険には加入可)、資格を取得した場合は常勤職に移行するという方法もある(実務経験者にもインセンティブとなる)。
- 現状の週4日非常勤勤務の報酬に研修費用等をプラスするという形で、週5日(うち研修日1日)とすれば、受け入れ機関としては実現可能か。